

## 東浦町立保育所給食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町立保育所（東浦町立保育所条例（昭和62年東浦町条例第9号）第2条の規定により設置された保育所をいう。以下「保育所」という。）における給食及びおやつ提供に要する費用（以下「給食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食費の徴収対象者)

第2条 給食費は、次に掲げる者（以下「徴収対象者」という。）から徴収するものとする。

- (1) 給食及びおやつ提供を受ける子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項各号列記以外の部分に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子ども（同項第2号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）の保護者
- (2) 給食及びおやつ提供を受ける保育所の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、給食及びおやつ提供を受けた者

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、次の表のとおりとする。

徴収対象者	主食費の額	副食費（給食費のうち主食費以外の費用をいう。）の額
前条第1号に掲げる者	月額700円	月額4,300円
前条第2号に掲げる者	月額900円とし、常勤の職員以外の職員については、町長が別に定める額とする。	月額5,500円とし、常勤の職員以外の職員については、町長が別に定める額とする。
前条第3号に掲げる者	日額45円	日額275円

(給食費の納付)

第4条 徴収対象者は、町長が定める期日までに給食費を納付するものとする。

2 給食費の納付方法については、町長が別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、給食費の徴収に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。